

日本学生支援機構貸与奨学金

「在学届」の提出について

日本学生支援機構では、奨学金の貸与を受けていた者が、貸与終了後、進学等により在学中の場合、「在学届」を提出することによって奨学金の返還が猶予（先延ばし）されることとなっています。

猶予を希望する方は、下記①、②のいずれかの方法により申請してください。

《申請方法》

- ① 日本学生支援機構のホームページ（スカラネットパーソナル）から、インターネットで「在学猶予願」を提出する。
 - ・ **現在の学籍番号で入力すること。**（大学院生は学部でなくて院生の学籍番号で入力する。）
 - ・ **入力期限：5月30日（日）**
 - ・ **学校番号は「102005」**です。誤った番号を入力すると違う学校に提出されてしまうので注意してください。

	学部2年生以上	工学部 システム創成	大学院生	学校名 (カタカナ)	学校名 (漢字)
区分コード	02	03	04	ヤマガタ	山形

または、

- ② 紙の「在学届」の書類を窓口に出す。（学生サポートセンター①番窓口学生支援担当に用紙があります。）
 - ・ **提出期限：4月23日（金）**

該当者

- ① 令和3年度フレックスコースに入学した学生で
高校等で日本学生支援機構の奨学生であった者
※予約採用者は「進学届」で入力すれば不要
- ② 令和3年度大学院に入学した学生で
学部等で日本学生支援機構の奨学生であった者
※予約採用者は「進学届」で入力すれば不要
- ③ 貸与終了後も在学している学生（辞退・廃止等）

「在学届」を提出しない場合、今年の10月から返還開始になります。

- ① のインターネットで「在学猶予願」を
提出（入力）する、をおすすめします。